株式会社設立費用資料

印紙税法第5条別表1の17の規定により非課税

No.

作成日

上　　様

ほその司法書士事務所
〒191－0022
東京都日野市大字新井768－5
T･FLAT101
TEL　042－594－2252
FAX　042－843－0609

東京司法書士会会員
簡裁訴訟代理権認定司法書士

細　野　隆　一

合計金額(消費税込)　　¥280,000

手続の代理・書類作成等	単　価	数　量	金　　額	備　　考
株式会社設立登記手数料	25,000	1	25,000	オンライン申請による。
定款電子認証手数料	15,000	1	15,000	東京法務局管内の公証役場。
書類作成費用	25,000		25,000	
登記完了後登記事項証明書	800	2	1,400	2通目以降は1通600円。
代表者の印鑑証明書	800	2	1,400	同　上
		小　計	67,800	
		消費税	3,390	
		報酬計	71,190	①

登録免許税・印紙税等	単　価	数　量	金　　額	備　　考
株式会社設立登記	145,000	1	145,000	法84条の5。
定款認証手数料	52,100	1	52,100	
印紙代、郵送費その他諸費用			18,000	会社印3本組12、000円含む
		経費計	215,100	②
			286,290	①＋②
		税　金	5,780	③源泉所得税額
			510	④出精値引き
		総合計	280,000	①＋②－③－④

上記設立費用は、設立する会社の本店所在地が東京法務局管内であり
発起人兼取締役が一人の発起設立で、機関構成が最も簡素化された非公開会社が対象です。
※非公開会社…株式の譲渡制限に関する規定がある会社。非上場会社という意味でありません。